景品表示法の執行状況等

(件数)

年度		平成21	平成22	平成23 (~10月末日)
前年度からの情報等の繰越		243	90	259
1	職権探知	307	669	139
新 規 件 数	情報提供(※1)	152 (2,999)	355 (3,718)	215 (2,242)
釵	小計	459	1,024	354
調査件数		702	1,114	613
	措置命令(※2)	12	20	18
処	警告	6	2	0
<u></u> 理 理 件 数	注意	396	590	299
数	打切り等	198	243	140
	小計	612	855	457
次年度への情報等繰越し		90	259	-

^{※1} 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

^{※2} 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数である。

景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成23年10月31日現在)

(単位:件)

年度	π († 10	亚出4	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23		$\overline{}$
平茂	平成13	平成14										合計	年度
	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)		
国(※1)	10	22	27	21	28	32	56	52	12	20	18	298	国(※1)
都道府県(※2)	2	22	6	14	11	18	28	21	26	36	10	194	都道府県(※2)
北海道				2	1				1	2		6	北海道
青 森					-							0	青 森
岩 手				1								1	岩 手
宮城		13		1								14	宮城
秋 田							1					1	秋 田
山 形							1					1	山形
福島		2						1				3	福島
茨 城								1		1	1	3	茨 城
栃 木							1	3	1	6		11	栃 木
群 馬	1			1								2	群 馬
埼 玉						2	1				4	7	埼 玉
千 葉						2	1		1	1		5	千 葉
東京					1	2	1		12	12		28	東京
神奈川						2	1	1				4	神奈川
新 潟					1					3		4	新 潟
富山												0	富山
石 川												0	石 川
福井												0	福 井
山梨												0	山 梨
長 野					1	2						3	長 野
岐 阜				1	1			2		1		6	岐 阜
静 岡		1	2	3	1	3	4		1	1	1	20	静 岡
愛 知							2	!			1	3	愛 知
三重												0	三重
滋賀								1				1	滋賀
京都				3			1	1	1		1	7	京都
大阪					1	_		2		1		4	大阪
兵 庫			1	1	2	3	1	2	2			12	兵 庫
奈 良												0	奈 良
和歌山										2		2	和歌山
鳥取島根							2			•		2	鳥取
										2		2	島根
岡 山 広 島												0	岡 山 広 島
山口							4	1				0	山口
徳島							4	'	-4	-1		6	徳島
香川				1			1						香川
愛媛							1		_4		-1	3	愛媛
高知		1			1				2			4	高知
福岡					l l		1	1	2	1		3	福岡
佐賀	1	1	1		1	1	2	1		1		9	佐賀
長崎	<u>'</u>					 	1			<u>'</u>		1	長崎
熊本		n						1	2			5	能本
大 分		2	2			1		<u> </u>				5	大分
宮崎											1	1	宮崎
鹿児島												0	鹿児島
沖縄										1		1	沖縄
	ロナロナズはハ					(赴 土 亡 に よい ユフ		1		ı	l .	'	71: 小吧

^{※1} 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。 ※2 指示件数

景品表示法の執行体制強化に向けた取組

平成24年度における定員増等を要求

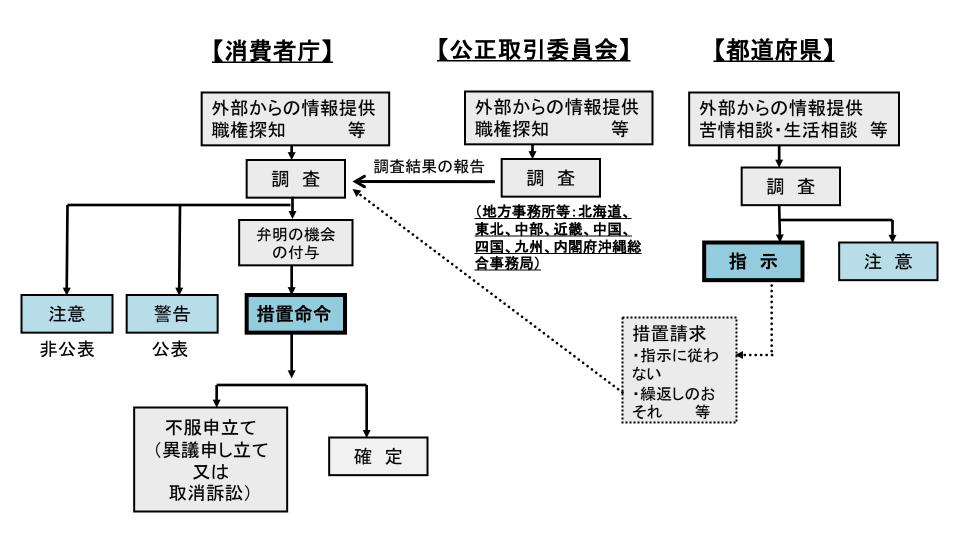
(機構)

- 〇上席景品・表示調査官
- ⇒景品表示法違反被疑情報の処理を専門に行う管理職ク ラスとして要求

(定員)

- 〇景品・表示調査官(情報管理)2人(※)
 - ※上席景品・表示調査官の増員要求を含む。
- ⇒景品表示法違反被疑情報の処理体制の拡充のための 1 年後見直し解除要求
- 〇景品·表示調査官(事件)6人
- ⇒景品表示法違反事件処理体制の拡充のための 1 年後見 直し解除要求
- 〇係長(企画担当)1人
- ⇒表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の 企画及び立案体制の拡充のための増員要求

景品表示法違反の事件処理手続



平成23年度(平成23年10月31日現在)の措置命令概要

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
	㈱K&Sトレ	(株)K&Sトレーディングは、ヤフーオークションサイトにおいて、	第4条
	ーディングに	平成22年6月21日、同社が出品した中古自動車24台について、	第1項
	対する件	①ア 中古自動車24台は、走行距離計の交換等が行われ、走行距	第1号
	(23. 4. 8)	離計が示す数値は、仕入れ時のオートオークション出品票に記	
		載の走行距離数から過少にされていた。	
		イ 中古自動車24台は、ヤフーオークションサイトの商品説明の	
1		「走行距離」欄に、走行距離計が示す数値の近似値が記載され、	
		出品票に記載された走行距離の数値よりも過少に表示されてい	
		<i>t</i> =。	
		② 中古自動車4台は、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載	
		されていたが、実際には、修復歴があった。	
		③ 中古自動車1台は、商品説明の「車歴」欄に「自家用」と記載	
		されていたが、実際には、「リース」として使用されていた。	
	何 K U C に対	何KUCは、ヤフーオークションサイトにおいて、平成22年6	第 4 条
	する件	月21日、同社が㈱K&Sトレーディング名義で出品した中古自動	第1項
	(23. 4. 8)	車32台について、	第1号
		①ア 中古自動車26台は、走行距離計の交換等が行われ、走行距	
		離計が示す数値は、出品票に記載の走行距離数から過少にされ	
		ていた。	
		イ 中古自動車26台は、商品説明の「走行距離」欄に、走行距離	
2		計が示す数値の近似値が記載され、出品票に記載された走行距	
-		離の数値よりも過少に表示されていた。	
		ウ 中古自動車2台は、走行距離計が示す数値がマイル表示である	
		ところ、商品説明の「走行距離」欄(キロメートル表示)又は	
		「車両説明」欄に、キロメートルに換算することなく記載する	
		ことにより、実際の走行距離数の数値よりも過少に表示されて	
		いた(1マイル=約1.61キロメートル)。	
		② 中古自動車9台は、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載	
		されていたが、実際には、修復歴があった。	

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
	(株) 市進ホール ディングスに 対する件 (23.4.26)	(株)市進ホールディングスは、子会社が経営する「市進予備校」と称する学習塾等(以下「市進グループ学習塾」という。)を通じて大学入試受験対策に係る役務を提供するに当たり、 ① パンフレット等において「2010年春 市進教育グループ市進ウイングネット 主要大学合格実績(抜粋)」等と題した平成22年度大学入学試験合格実績を表示していたが、実際には、(株)ウィザスが経営する学習塾の受講生及びウイングネット加盟塾(注1)のウイングネット映像授業(注2)の受講生の大学合格実績を加算していたものであった。	第 4 条 第 1 号
		② ポスター等において「市進予備校 市進ウイングネット 20 10年春 主要大学 合格実績」等と題した大学合格実績を表示 していたが、実際には、(株)ウィザスが経営する学習塾の受講生、 ウイングネット加盟塾のウイングネット映像授業の受講生及び市 進グループ学習塾の受講生であってウイングネット映像授業を受 講していない者の大学合格実績を加算していたものであった。 (注1) ウイングネット加盟塾とは、株式会社市進ウイングネットとウイングネット映像 授業の利用契約を締結する事業者が経営する学習塾 (注2) ウイングネット映像授業とは、市進グループ学習塾の講師による授業を録画し、 インターネットを通じて提供される映像による授業 【パンフレットの表示】	
		合格実績	
		2010年春 市進教育グループ 主要大学合格実績(抜粋)	
3		国公立、私立大学	
		東京 大 学/33名 立	

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
	㈱市進ウイン	㈱市進ウイングネットは、ウイングネット映像授業を提供するに	第4条
	グネットに対	当たり、パンフレット等において「2010年春 市進ウイングネ	第1項
	する件	ットグループ 主要大学合格者数速報」等と題した大学合格実績を	第1号
	(23. 4. 26)	表示していたが、実際には、㈱市進ホールディングスの子会社が経	
		営する学習塾等の受講生であってウイングネット映像授業を受講し	
		ていない者及び㈱ウィザスが経営する学習塾の受講生であってウイ	
		ングネット映像授業を受講していない者の大学合格実績を加算して いたものであった。	
		【ポスターの表示】	
		まは収合格がなどう! 2010年春	
		市進ウイングネットグループ	
		東京 43名 大学 33名	
		国公立大766名	
		東京大 438 一橋大 68 北海道大 168 名古屋大 118 九州大 98 京都士 338 東京工業大158 東北大 158 大阪大 478	
		東海大 18。東京医科曲科大 5。 千蒙大 33。 岡山大 19。 香川大 24。	
4		東京農工大 10。東京外国語大 9。神戸大 23。広島大 12。東競大 11。22。 お茶の水女子大 6。横浜国立大 6。 福州大 11。三重大 11。山口大 4。 首都大学東京 11。 埼玉大 17。 静岡大 8。 島樹大 9。 その他 313。	
		医学部医学科 119名	
		東京大 東京医科曲科大 4。 仏郎大 2。 佐賀大 7。 屋藤泉盛大 10。 東京総志会医科大 45。 東京医科曲科大 4。 仏郎大 2。 佐賀大 7。 昭和大 東北大 1。 山泉大 2。 奈良県立医科大 5。 東郭大 4。 東京女子医科大 4。 大阪大 1。 徳皇大 2。 横浜市立大 2。 東京医科大 3。 日本医科大 4。 東流大 2。 大阪市立大 4。 大阪医科大 2。 その他 17。	
		早度上理590	
		早稲田大 211% 慶應義塾大 105%	
		子稲田大 211* 慶應義塾大 105* 上智大 77* 東京理科大 197*	
		GMARCH 859 学習原大 76。 明治大 221。 青山学原大 69。 154。 中央大 113。 法政大 226。	
		型型同寸南川 624。 即西学院大 116。 附西大 219。 同志社大 146。	
		日東駒専·産近甲龍 1,275。	
		京都企業大 38。 近畿大 174。 甲蘭大 46。 職会大 62。	
		ICHISHIN TELEVISION	

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
No	事件名 (株) ウィザスに 対する件 (23. 4. 26)	機ウィザスは、自社が経営する「第一ゼミナール」と称する学習塾、「第一ゼミ予備校」と称する学習塾及び「ファロス個別指導学院」と称する学習塾において大学入試受験対策に係る役務を提供するに当たり、「第一ゼミナール」、「第一ゼミ予備校」及び「ファロス個別指導学院」の名称が記載された新聞折り込みチラシ等において「2010年度合格速報」と題する大学合格実績を表示していたが、実際には、他の事業者が経営する学習塾の受講生及び自社が経営する本件3学習塾以外の学習塾の受講生の大学合格実績を加算していたものであった。 【新聞折り込みチラシの表示】 「おります」 「まります」 「おります」	建

No	事件名	事件概要	違反法条
	日本緑茶センター(株) (23.6.14)	日本緑茶センター㈱は、「セルリアンシーズ・シーソルト(顆粒)」と称する食用塩について、 ① 商品ラベルにおいては、 ア 平成14年8月ころから平成21年10月ころまでの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造されます。自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」 イ 平成21年11月ころから「最初から最後まで塩田で天日の力を使い、結晶させた完全天日塩です。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」 ② 自社ウェブサイトの表示においては、平成18年10月1日から平成22年12月14日までの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造しています。精製塩のとがった辛味とは異なる、自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」と、それぞれ表示していたが、実際には、天日蒸発による海塩を溶解して洗浄した後、釜で乾燥させたものであり、天日塩とはいえないものであった。また、対象商品は、凝固防止剤が添加されているものであった。	第 1 号
6		表示期間: 平成 14 年 8 月ころ	